

新型コロナウイルス感染症に係る療養期間の確認について

(R4.7.11更新)

My HER-SYS で療養証明書を表示できるようになりました

和歌山市保健所からショートメールで送付した「My HER-SYS」に登録していただくことで、電子版の療養証明書が発行（表示）できます。

- ・生命保険会社等への保険金申請で療養証明書が必要な場合は、証明として有効になるかどうか生命保険会社等にご確認のうえ、ご利用ください。
- ・療養証明書には、氏名、生年月日、HER-SYS ID、傷病名、診断年月日、担当保健所が掲載されています。**療養終了日の記載はありません。**
- ・「My HER-SYS」で療養証明書を画面表示できない方や療養期間が10日を超える方は、所定の申請によりその療養期間を書面（[「療養期間確認申請に対する通知書」](#)）で通知します。申請時期によっては通知まで1か月程度要することがあります。お急ぎの方で、療養期間が10日以内の方は、「My HER-SYS」の療養証明書をご利用ください。

My HER-SYS で療養証明書を表示する方法

1. メールアドレスとパスワードを入力し、My HER-SYS にログイン
2. 対象者が療養証明書を表示したい方の名前になっているかを確認し、「療養証明を表示する」をクリック
3. 療養証明書が表示されます。

My HER-SYSで療養証明書を表示する方法

～検査を実施し医師から感染者と診断された方のみ表示されます～

① メールアドレスとパスワードを入力し、MyHER-SYSにログイン。

② 対象者が療養証明書を表示したい方の名前になっているかを確認し、「療養証明を表示する」をクリック。
※日本語以外の言語には対応していません。

③ 療養証明書が表示されます。
内容を確認し、不明点等ある場合は担当保健所までお問い合わせください。

保険会社等への提出方法は、提出先にお問い合わせください。

新型コロナウイルス感染症に係る療養期間確認申請に対する通知書について

○通知の対象者

- ・ 和歌山市保健所長から入院勧告等された方
- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染し、和歌山市保健所長から療養等必要な協力を求められた方

○通知書の内容

- ・ 書類名は「**療養期間確認申請に対する通知書**」です。
- ・ 療養期間を記載しています。
療養期間の開始日は発症日ではなく、新型コロナウイルス感染症の診断日です。
- ・ 療養期間の最終日は、国の基準により療養が終わる日です。その日を超えて自主的に療養した期間については療養期間に含まれません。

○手続き

- ・ **申請が必要です**。方法は以下の2通りです。**療養期間終了後に申請してください**。
- ① 「**療養期間確認申請フォーム**」からインターネットで申請
- ② 「**療養期間確認申請書**」を保健所へ提出
(専用窓口がありません。原則郵送でご提出ください。)

【送付先】

〒640-8137 和歌山市吹上5丁目2番15号
和歌山市保健所 総務企画課 健康危機管理班
(封筒に、確認申請書在中と記載してください。)

○その他

- ・ 保健所では生命保険会社等提出用の保険金申請専用の証明書は発行していません。
- ・ 書類は1部のみ発行となります。必要数を複写し、ご利用ください。
- ・ 濃厚接触者の方に対しての自宅待機期間の証明書等は発行していません。

就業制限非該当確認通知について

和歌山市では、新型コロナウイルス感染症の患者に対して、「就業制限及び届出内容に関する通知書」を発行し、通知を受けた患者から申請があれば「**就業制限非該当確認申請に対する通知書**」を発行していました。

令和4年7月11日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方に対しては、原則「就業制限及び届出内容に関する通知書」は発行しませんので、療養期間の確認を必要とする方は「**療養期間確認申請**」をしてください。